

処 分 基 準

令和 4 年 3 月 15 日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第11条第 2 項
処 分 の 概 要	銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、同第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第 5 条第 5 項（許可の基準）、同第11条第 2 項
処 分 基 準	法第 5 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族が生じた場合は、許可者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合を除き、許可を取り消すものとする。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	